

○牧之原市広告掲載要綱

平成18年10月23日

告示第141号

改正 平成20年3月31日告示第59号
平成23年4月1日告示第34号
平成26年3月4日告示第16号
平成28年3月31日告示第66号
平成29年3月24日告示第46号
平成30年4月1日告示第45号
令和2年3月31日告示第43号
令和3年3月31日告示第63号
令和6年3月29日告示第80号

(趣旨)

第1条 この告示は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 市の資産への広告掲載は、民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 以下に規定する市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
 - ア 市の印刷物
 - イ 市のホームページ等インターネット上に掲載されるもの
 - ウ 市の財産
 - エ その他広告媒体として活用できる資産で市長が認めるもの
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。
- (3) 部局 牧之原市部設置条例（平成17年牧之原市条例第5号）第2条に規定する部、会計課、教育委員会事務局、監査委員事務局及び議会事務局をいう。

(広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 法律等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

- (9) 消費者との取引において、トラブルを起こすおそれがあるもの
- (10) その他、広告媒体として掲載する広告として不適當であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、市長が別に定める。

(広告媒体の選定及び広告の規格等)

第5条 広告掲載を行う広告媒体の選定、広告の規格、掲載位置、募集方法、掲載料及び選定方法等は、広告媒体ごとにその性質に応じて当該広告媒体を主管する部局（以下「主管部局」という。）が別に定める。

(広告の募集及び選定)

第6条 広告媒体への広告の募集は、主管部局において実施し、当該広告内容に関係する部局と協議の上、掲載する広告を選定する。

2 主管部局は、前項の選定に当たり、広告内容等、広告掲載に関して疑義等が生じたときは、次条に定める牧之原市広告審査委員会に諮ることができる。

(牧之原市広告審査委員会)

第7条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、牧之原市広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設ける。

2 審査会の委員長は企画政策部長を、委員は秘書広報課長、財政課長、商工企業課長、社会教育課長をもって充てる。

3 委員長は、前項に定める委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する所管の課長等を、臨時の委員として加えることができるものとする。

4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第8条 審査会の会議は、委員長が招集する。

2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、主管部局の職員を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。

6 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、企画政策部秘書広報課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成18年11月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日告示第59号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日告示第34号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年 3 月 4 日告示第16号）
この告示は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月31日告示第66号）
この告示は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月24日告示第46号）
この告示は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 4 月 1 日告示第45号）
この告示は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月31日告示第43号）
この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月31日告示第63号）
この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月29日告示第80号）
この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。